

在外職員給与規程

国立研究開発法人
宇宙航空研究開発機構

在外職員給与規程

				平成15年10月 1日	規程第15－ 30号
改正	平成15年11月10日	規程第15－ 97号	改正	平成15年12月26日	規程第15－105号
改正	平成16年 4月 8日	規程第16－ 33号	改正	平成17年 4月11日	規程第17－ 36号
改正	平成17年 7月 1日	規程第17－ 68号	改正	平成18年 4月10日	規程第18－ 24号
改正	平成18年 8月31日	規程第18－ 49号	改正	平成18年12月 8日	規程第18－ 61号
改正	平成19年 4月20日	規程第19－ 27号	改正	平成19年 6月15日	規程第19－ 47号
改正	平成19年 9月12日	規程第19－ 76号	改正	平成20年 5月22日	規程第20－ 63号
改正	平成20年 8月 4日	規程第20－ 69号	改正	平成20年 9月29日	規程第20－ 72号
改正	平成21年 1月 8日	規程第21－ 1号	改正	平成21年 4月21日	規程第21－ 16号
改正	平成21年 8月 5日	規程第21－ 33号	改正	平成21年11月12日	規程第21－ 45号
改正	平成22年 8月10日	規程第22－ 43号	改正	平成23年 3月31日	規程第23－ 20号
改正	平成23年 4月28日	規程第23－ 27号	改正	平成23年 8月31日	規程第23－ 43号
改正	平成23年12月27日	規程第23－ 57号	改正	平成24年 5月 9日	規程第24－ 21号
改正	平成24年10月30日	規程第24－ 46号	改正	平成25年 1月 9日	規程第25－ 1号
改正	平成25年 6月 6日	規程第25－ 40号	改正	平成25年 7月22日	規程第25－ 43号
改正	平成26年 3月26日	規程第26－ 14号	改正	平成26年 5月 1日	規程第26－ 28号
改正	平成26年 7月11日	規程第26－ 31号	改正	平成27年 5月13日	規程第27－ 36号
改正	平成27年 7月 7日	規程第27－ 50号	改正	平成28年 1月 4日	規程第28－ 1号
改正	平成28年 2月 9日	規程第28－ 5号	改正	平成28年 5月12日	規程第28－ 35号
改正	平成28年 8月29日	規程第28－ 53号	改正	平成28年12月 8日	規程第28－ 83号
改正	平成29年 8月23日	規程第29－ 37号	改正	平成30年 4月27日	規程第30－ 32号
改正	平成31年 4月25日	規程第31－ 40号	改正	令和 元年11月 8日	規程令和第1－21号
改正	令和 2年 8月 6日	規程令和第2－37号	改正	令和 3年 1月 7日	規程令和第3－ 1号
改正	令和 3年 6月28日	規程令和第3－35号	改正	令和 4年 1月13日	規程令和第4－ 1号
改正	令和 4年 4月15日	規程令和第4－28号	改正	令和 4年 9月26日	規程令和第4－67号
改正	令和 4年12月21日	規程令和第4－85号	改正	令和 5年 1月19日	規程令和第5－ 1号
改正	令和 5年 4月24日	規程令和第5－17号	改正	令和 5年 8月22日	規程令和第5－37号
改正	令和 5年11月13日	規程令和第5－49号	改正	令和 6年 5月 7日	規程令和第6－22号
改正	令和 7年 3月24日	規程令和第7－13号	改正	令和 7年 4月28日	規程令和第7－26号
改正	令和 8年 7月29日	規程令和第8－34号			

(目的)

第1条 この規程は、海外において勤務する国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（以下「機構」という。）の職員（以下「在外職員」という。）の給与に関する事項

を定めることを目的とする。

(給与の区分)

第2条 在外職員の給与は、在勤基本手当、同行配偶者手当、同行子女手当、在外職員子女教育手当、在外職員住居手当、在外職員単身赴任手当、本給、扶養手当、住居手当、宇宙飛行士手当、初任給調整手当及び期末手当とする。

(在勤基本手当)

第3条 在勤基本手当の月額、在勤地及び号の別により次の各号に掲げる在外職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 組織規程（規程第15-3号）第198条第2項に規定する海外事務所に勤務する在外職員 別表第1に定める額を支出官事務規程（昭和22年大蔵省令第94号）第11条第2項第4号の規定により定められた外国貨幣換算率（以下「支出官レート」という。）により外国通貨に換算した額（人事部長が特に必要があると認める在外職員については、別表第1に定める額）。

(2) 前号以外の在外職員 在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、在外住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令（昭和49年政令第179号）別表第一に定める額に100分の80を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）を支出官レートにより外国通貨に換算した額（人事部長が特に必要があると認める在外職員については、在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、在外住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令（昭和49年政令第179号）別表第一に定める額に100分の80を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額））。

2 在勤基本手当の号は、別表第2に定めるところによる。

(同行配偶者手当)

第4条 同行配偶者手当は、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含み、主として当該在外職員の収入によって生計を維持しているものに限る。第8条を除き、以下同じ。）を伴う在外職員に支給し、その月額は、在勤基本手当の100分の13に相当する額とする。

(同行子女手当)

第5条 同行子女手当は、在外職員の子のうち次に掲げるもので主として当該在外職員の収入によって生計を維持しているもの（以下「同行子女」という。）を有する在外職員に支給する。

(1) 在外職員と同居する18歳未満の子

(2) 在外職員と同居する18歳に達した子であつて、就学する学校（就学地におけ

る教育制度による大学又はこれに準ずる学校を除く。)において、18歳に達した日から、19歳に達するまでの間に、新たに所属する学年の開始日から起算して1年を経過する日までの間にあるもの

(3) 在外職員子女教育手当の支給の対象となっている子(前2号に掲げるものを除く。)

2 同行子女手当の月額、同行子女1人につき在勤基本手当の100分の8に相当する額とする。

(在外職員子女教育手当)

第6条 在外職員子女教育手当は、在外職員の子のうち次に掲げるもので主として当該在外職員の収入によって生計を維持しているもの(以下「年少子女」という。)が本邦以外の地において、学校教育その他の教育を受けるのに必要な経費に充当するために支給する。

(1) 3歳以上18歳未満の子

(2) 18歳に達した子であつて、就学する学校(就学地における教育制度による大学又はこれに準ずる学校を除く。)において、18歳に達した日から、19歳に達するまでの間に、新たに所属する学年の開始日から起算して1年を経過する日までの間にあるもの

2 在外職員子女教育手当の月額は、年少子女1人につき8,000円を支出官レートにより外国通貨に換算した額(人事部長が特に必要があると認める在外職員については、年少子女1人につき8,000円)とする。

3 在外職員の年少子女が適当な学校教育を受けるのに相当な経費を要する地として人事部長が指定する地(以下この条において「指定地」という。)に所在する在外事務所に勤務する在外職員の年少子女(5歳以上の年少子女であつて、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する小学校、中学校又は高等学校に相当するものとして人事部長が認める教育施設において教育を受けるべきもの(5歳の年少子女にあつては、当該教育施設において教育を受けることについて合理的な理由がある場合として人事部長が定める場合に該当するもの)に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。)が当該在外事務所の所在する指定地又はその他の指定地において学校教育を受けるときは、当該在外職員に支給する在外職員子女教育手当の月額は、前項の規定にかかわらず、当該年少子女1人につき、8,000円に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額から22,000円(以下「自己負担額」という。)を控除した額を加算した額を支出官レートにより外国通貨に換算した額(人事部長が特に必要があると認める在外職員については、年少子女1人につき、当該加算した額)とする。

(1) 在外職員の年少子女が当該職員の勤務する在外事務所の所在する指定地において学校教育を受ける場合にあつては、次の額のうちいずれか少ない額

ア 適当な学校教育を受けるのに必要な授業料その他の経費(別に定める費目に係る

ものに限る。以下この条及び第10条第8項において「必要経費」という。)として人事部長が当該在外職員の勤務する在外事務所の所在する指定地において標準的であると認定する額

イ 現に要する当該年少子女に係る必要経費の額

(2) 在外職員の年少子女が前号に規定する指定地以外の指定地において学校教育を受ける場合にあっては、次の額のうち最も少ない額

ア 前号アに規定する額

イ 当該年少子女が学校教育を受ける指定地における必要経費として人事部長が標準的であると認定する額

ウ 前号イに規定する額

4 在外職員の勤務する在外事務所の所在する地であって、当該在外職員の年少子女に適当な学校教育を受けさせることができない地として人事部長が定める地に所在する在外事務所に勤務する在外職員の年少子女が当該在外事務所の所在する地以外の地(本邦を除く。)において学校教育を受けるときにおける当該在外職員に支給する在外職員子女教育手当の月額、第2項に規定にかかわらず、当該年少子女1人につき、8,000円に、次の各号に規定する額のうちいずれか少ない額から自己負担額を控除した額を加算した額を支出官レートにより外国通貨に換算した額(人事部長が特に必要があると認める在外職員については、年少子女1人につき、当該加算した額)とする。

(1) 在外職員の勤務する在外事務所の所在する地以外の地における学校教育に係る必要経費として人事部長が当該年少子女の学校教育を受ける地において標準的であると認定する額

(2) 前項第1号イに規定する額

5 前二項の場合において、在外職員の年少子女が学校教育を受ける地に海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設(人事部長が指定する施設に限る。)が所在し、かつ、当該年少子女が当該在外教育施設において教育を受けないことについて合理的な理由がある場合として人事部長が定める場合に該当しないときは、加算される額は、150,000円を限度とする。

6 指定地に所在する在外事務所に勤務する在外職員の年少子女(6歳未満の年少子女(第3項又は第4項の規定の適用を受ける者を除く。)、又は6歳以上の年少子女であって学校教育法に規定する幼稚園に相当するものとして人事部長が認める教育施設において教育を受けべきものに限る。)が当該在外事務所の所在する指定地又はその他の指定地において学校教育を受けるときは、当該在外職員に支給する在外職員子女教育手当の月額、第2項の規定にかかわらず、当該年少子女1人につき、8,000円に、現に要する当該年少子女に係る必要経費の額から自己負担額を控除した額を加算した額を支出官レートにより外国通貨に換算した額(人事部長が特に必要があると認める在外職員については、年少子女1人につき、当該加算した額)とする。ただし、その加算される額は、93,000円を限度とする。

(在外職員住居手当)

第7条 在外職員住居手当の月額、在外職員が居住している家具付きでない住宅の1箇月に要する家賃の額(在外職員が居住している住宅が家具付きである場合には、それが家具付きでないものとしたときに支払われるべき家賃の額)から当該家賃の額に次の各号に掲げる在外職員の区分に応じて、当該各号に定める控除率を乗じて得た額を控除した額に相当する額とする。

(1) 組織規程第198条第2項に規定する海外事務所に勤務する在外職員 別表第3に定める控除率

(2) 前号以外の在外職員 在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、在外住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令別表第二に定める控除率

2 前項の在外職員住居手当の月額は、在勤地及び号の別により次の各号に掲げる在外職員の区分に応じて、当該各号に定める限度額を限度とする。ただし、配偶者又は子(以下「配偶者等」という。主として在外職員の収入によって生計を維持しているものに限る。)を伴う在外職員以外のものにあつては、その額の100分の80に相当する額(その額に次の各号に定める限度額の単位に満たない端数があるときは、これを四捨五入して得た額)を限度とする

(1) 組織規程第198条第2項に規定する海外事務所に勤務する在外職員 別表第3に定める限度額

(2) 前号以外の在外職員 在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、在外住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令別表第二に定める限度額に100分の80を乗じて得た額(その額に同表に定める限度額の単位に満たない端数があるときは、これを四捨五入して得た額)

3 在外職員が、2箇月以上の期間の家賃の前払いをしなければ当該在外職員の在勤地において必要な住宅を安定的に確保することができないと人事部長が認めるときは、当該家賃の最初の前払いの対象である2箇月以上の期間(当該期間が1年を超えるときは、当該期間の初日から始まる1年までの期間)に係る在外職員住居手当については、その期間(以下「一括支給期間」という。)の各月の月額を合算した額を、一括支給期間の初日の属する月に一括して支給することができる。

4 在外職員住居手当の号は、別表第2に定めるところによる。

(在外職員単身赴任手当)

第8条 在外職員単身赴任手当は、在外職員のうち次に掲げるものに支給する。ただし、配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるもの者を含む。以下この項において同じ。)の住居から在勤する在外事務所に通勤することが、通勤距離等を考慮して人事部長が定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

- (1) 本邦に所在する事務所から在外事務所への異動又は在外職員としての採用に伴い、本邦から本邦以外の地に住居を移転し、父母の疾病その他の人事部長が定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった在外職員で、単身で生活することを常況とするもの
- (2) 在外事務所を異にする異動、在勤する在外事務所の移転又は在外職員としての採用（以下この号において「異動等」という。）に伴い、前号の本邦以外の地から他の本邦以外の地に住居を移転し、父母の疾病その他の人事部長が定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった在外職員で、当該異動等の直前の住居から当該異動等の直後に在勤する在外事務所に通勤することが通勤距離等を考慮して人事部長が定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする在外職員
- (3) その他前2号に掲げる在外職員単身赴任手当を支給される在外職員との権衡上必要があると認められるものとして人事部長が定める在外職員
- 2 在外職員単身赴任手当の月額、65,000円を支出官レートにより外国通貨に換算した額（人事部長が特に必要があると認める在外職員については、65,000円）とする。

（本給、扶養手当、住居手当、宇宙飛行士手当、初任給調整手当及び期末手当）

- 第9条 本給月額及び期末手当の額は、機構の職員給与規程（規程第15－28号。以下「職員給与規程」という。）に定める本給月額及び期末手当の額に、それぞれ100分の80を乗じて得た額とする。
- 2 扶養手当、住居手当、宇宙飛行士手当、初任給調整手当の各月額は、職員給与規程に定める額とする。この場合において、住居手当の支給については、第8条第1項の規定により在外職員単身赴任手当を支給される在外職員を職員給与規程第25条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員とみなして、職員給与規程第23条（第1項第2号及び第2項第2号に係る部分に限る。）の規定を適用し、同条第1項第1号及び第2項第1号の規定は、適用しない。
- 3 扶養親族を本邦に残留させる在外職員の本給、扶養手当、住居手当、宇宙飛行士手当、初任給調整手当及び期末手当の支払いは、全部又は一部を当該在外職員が指定する扶養親族にすることができる。

（給与の支給期間等）

- 第10条 在勤基本手当は、在外職員が在勤地に到着した日の翌日から、帰国（出張のための帰国を除く。）を命ぜられて在勤地を出発する日の前日若しくは退職した日又は死亡した日まで（以下「在勤基本手当の支給期間」という。）、支給する。
- 2 在勤基本手当の支給期間中に本邦へ出張を命ぜられ、又は休暇のために帰国する在外職員で、在勤地を出発した日から在勤地に帰着する日までの期間が60日を超えるものには、前項の規定にかかわらず、60日を超える期間についての在勤基本

手当は、支給しない。

- 3 同行配偶者手当は、在勤基本手当の支給期間中において、配偶者が当該在外職員の在勤地に到着した日の翌日（その地において配偶者となった場合にあっては、配偶者となった日）から、在勤基本手当の支給期間の終了する日（その配偶者がその終了する日の前に、帰国する場合にあっては帰国のためにその地を出発する日の前日、配偶者でなくなった場合又は死亡した場合にあっては配偶者でなくなった日又は死亡した日）まで、支給する。
- 4 同行子女手当は、在勤基本手当の支給期間中において、同行子女が当該在外職員の在勤地（第6条第3項第2号又は第4項の適用を受ける同行子女にあっては、当該同行子女が学校教育を受ける本邦以外の地（以下この項において「教育地」という。））に到着した日の翌日（在勤地又は教育地において同行子女に該当することとなった場合にあっては、同行子女に該当することとなった日）から、在勤基本手当の支給期間の終了する日（その同行子女がその終了する日の前に、帰国する場合にあっては帰国のためにその地を出発する日の前日、同行子女に該当しないこととなった場合又は死亡した場合にあっては同行子女に該当しないこととなった日又は死亡した日）まで、支給する。
- 5 同行子女手当を受ける在外職員の扶養手当は、同行子女に係る分は、支給しない。
- 6 在外職員子女教育手当は、在勤基本手当の支給期間中において、年少子女（次項の規定に該当するものを除く。以下この項において同じ。）が当該在外職員の在勤地に到着した日の翌日（その地において年少子女に該当することとなった場合にあっては、年少子女に該当することとなった日）から、在勤基本手当の支給期間の終了する日（その年少子女がその終了する日の前に、帰国する場合（その地を出発する日からその地に帰着する日までの期間が60日以内である場合を除く。）にあっては帰国のためにその地を出発する日の前日、年少子女に該当しないこととなった場合又は死亡した場合にあっては年少子女に該当しないこととなった日又は死亡した日）まで、支給する。ただし、その期間が60日以内である場合は、この限りでない。
- 7 年少子女が当該在外職員の在勤地及び本邦以外の地において学校教育その他の教育を受ける場合には、その地において当該教育を受けることにつき相当の事情があると人事部長が認める場合に限り、前項の規定に準じて在外職員子女教育手当を支給する。
- 8 第6項の規定にかかわらず、在外職員が当該在外職員の年少子女が教育を受ける教育施設に現に要する当該年少子女に係る必要経費の前払をした場合において、当該在外職員が人事部長が定めるやむを得ない事情により帰国（出張のための帰国を除く。）又は新在勤地への転勤を命ぜられたときは、第6条各項に規定する当該在外職員に支給する在外職員子女教育手当については、既に支給した分の翌月分から当該前払の対象となる期間が終了するまでの期間（人事部長が定める期間に限る。）の各月の月額を合算した額を一括して支給することができる。ただし、当該教育施設から前払をした必要経費の全部又は一部の返還を受けたときは、その額を当該合算

した額から控除するものとする。

- 9 在外職員子女教育手当を受ける在外職員が離職し、又は死亡したときは、その日まで在外職員子女教育手当を支給する。ただし、前項の規定により在外職員子女教育手当を一括して支給することとなる場合は、この限りでない。
- 10 在外職員住居手当は、在勤基本手当の支給期間、支給する。
- 11 在外職員に、第7条第3項の規定により在外職員住居手当を一括して支給した場合において、前項に規定する在外職員住居手当の支給期間が終了したときは、一括して支給した額と、一括支給期間の開始した日から在外職員住居手当の支給期間が終了した日までの各月の在外職員住居手当の月額を合算した額との、差額を返納させるものとする。
- 12 在外職員単身赴任手当は、在勤基本手当の支給期間中において、在外職員が第8条第1項各号に掲げる在外職員に該当することとなった日の翌日から、在勤基本手当の支給期間の終了する日（その在外職員がその終了する日の前に同項各号に掲げる在外職員に該当しないこととなった場合にあっては、同項各号に掲げる在外職員に該当しないこととなった日の前日）まで、支給する。
- 13 在勤基本手当の支給期間の終了後、人事部長が特に必要があると認めるときは、在勤基本手当の支給期間の終了した日の翌日から180日を超えない期間に限り、当該在勤基本手当の支給期間の終了時に伴っていた配偶者等に、従前の同行配偶者手当、同行子女手当及び在外職員住居手当の支給額に相当する額を支給することができる。

（租税相当額の支給）

- 第11条 在外職員の第2条に規定する給与に対し租税が課せられたときは、当該在外職員に、その租税の額に相当する額を支給することができる。

（日割計算）

- 第12条 在勤基本手当、同行配偶者手当、同行子女手当、在外職員子女教育手当、在外職員住居手当及び在外職員単身赴任手当の計算期間は、月の1日から末日までとする。
- 2 在勤基本手当、同行配偶者手当、同行子女手当、在外職員子女教育手当、在外職員住居手当及び在外職員単身赴任手当を支給する場合であって、前項の計算期間の初日から末日まで支給するとき以外のときは、その額は、当該計算期間の現日数を基礎として日割によって計算する。

（端数計算）

- 第13条 本邦通貨をもって定められた給与を、外国通貨で送金するため当該外国通貨に換算する場合において、当該外国通貨の最低単位に満たない端数を生じたときは、当該端数を切り捨てて当該給与を支給することができる。

2 外国通貨をもって定められた在外職員の給与の支給額に当該外国通貨の最低単位に満たない端数を生じたときは、当該端数を切り捨てて当該給与を支給することができる。

3 外国通貨をもって定められた給与を当該外国通貨とは異なる通貨で支給する必要がある場合において、当該外国通貨から当該異なる通貨に換算する際に当該異なる通貨の最低単位に満たない端数を生じたときは、当該端数を切り捨てて当該給与を支給することができる。

(準用)

第14条 この規程に定めるもののほか、在外職員の給与について必要な事項は、職員給与規程及び在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和27年法律第93号）を準用する。

(通達)

第15条 この規程に定めるもののほか、同行配偶者手当、同行子女手当、在外職員子女教育手当、在外職員住居手当及び在外職員単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、人事部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成15年10月1日から施行する。

(住居手当の特例)

2 在外事務所に勤務する在外職員が、平成15年3月31日において現に居住する住宅に引き続き居住する場合においてその者に支給する住居手当の月額、第6条第1項の規定にかかわらず、当該在外職員が居住している家具付きでない住宅の1月に要する家賃の額（当該在外職員が居住している住宅が家具付きである場合にはそれが家具付きでないものとしたときに支払われるべき家賃の額）に相当する額とする。ただし、勤務地及び号の別により、別表第3に定める額（配偶者を伴う在外職員以外の者にあつてはその額の100分の80に相当する額）を限度として支給する。

(暫定特別調整手当)

3 機構の成立の日の前日に宇宙開発事業団の職員であつた者から機構の成立の日に引き続き機構の職員となつた者については、人事部長が別に定めるところにより暫定特別調整手当を支給する。

(読替え)

4 在外職員に暫定特別調整手当が支給される間、第2条中「搭乗員手当」の次に「、暫定特別調整手当」を加える。

附 則（平成１５年１１月１０日 規程第１５－９７号）

（施行期日等）

１ この規程は、平成１５年１１月１０日から施行し、平成１５年１０月１日から適用する。

（給与の内払等）

２ 改正前の在外職員給与規程に基づいて、平成１５年１０月１日からこの規程の施行日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の在外職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

３ 機構の成立の日の前日に宇宙開発事業団の職員であった者から機構の成立の日に引き続き機構の職員となった者のうち、宇宙開発事業団在外職員給与規程（４７規程第２号）に基づいて平成１５年８月１日から機構の成立の日の前日までの間にロサンゼルス、ワシントン、ヒューストン、ケネディ、パリ及びバンコクにおいて勤務した職員に支払われた給与と、この給与に改正後の在外職員給与規程別表第１を適用した場合に得られる給与との差額が生じるときは、機構においてその差額を支給する。

附 則（平成１５年１２月２６日 規程第１５－１０５号）

この規程は、平成１５年１２月２６日から施行し、平成１６年１月１日から適用する。

附 則（平成１６年４月８日 規程第１６－３３号）

この規程は、平成１６年４月１日から施行し、平成１６年４月１日から適用する。

附 則（平成１７年４月１１日 規程第１７－３６号）

１ この規程は、平成１７年４月１１日から施行し、平成１７年４月１日から適用する。

２ 在外事務所に勤務する在外職員であつて、平成１７年３月３１日において現に居住する住宅に引き続き居住する者の住居手当の月額に係る限度額については、第６条第１項の規定による改正後の別表第３（住居手当（月額）に係る控除率及び限度額表）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成１７年７月１日 規程第１７－６８号）

この規程は、平成１７年７月１日から施行する。

附 則（平成１８年４月１０日 規程第１８－２４号）

この規程は、平成１８年４月１０日から施行し、平成１８年４月１日から適用する。

附 則（平成１８年８月３１日 規程第１８－４９号）

この規程は、平成１８年９月１日から適用する。

附 則（平成１８年１２月８日 規程第１８－６１号）

この規程は、平成１８年１２月８日から施行し、平成１８年１２月１日から適用する。

附 則（平成１９年４月２０日 規程第１９－２７号）

この規程は、平成１９年４月２０日から施行し、平成１８年８月１日から適用する。

附 則（平成１９年６月１５日 規程第１９－４７号）

この規程は、平成１９年６月１５日から施行し、平成１９年４月１日から適用する。

附 則（平成１９年９月１２日 規程第１９－７６号）

１ この規程は、平成１９年１０月１日から施行する。

２ 在外職員に暫定特別調整手当が支給される間、第２条中「宇宙飛行士手当」の次に「、暫定特別調整手当」を加える。

附 則（平成２０年５月２２日 規程第２０－６３号）

この規程は、平成２０年５月２２日から施行し、平成１９年８月１日から適用する。

附 則（平成２０年８月４日 規程第２０－６９号）

１ この規程は、平成２０年８月４日から施行し、平成２０年４月１日から適用する。

２ 平成２０年３月３１日から引き続き同一の学校に就学し、同年４月１日においてこの規程による改正前の在外職員給与規程（以下「旧規程」という。）第５条第１項の規定を適用するとしたならば同項に規定する年少子女に該当することとなる者（以下「旧規程下での年少子女」という。）に係る子女教育手当の月額については、この規程による改正後の在外職員給与規程（以下「新規程」という。）第５条第３項又は第４項の規定により支給されることとされる月額（以下「新規程による支給額」という。）が、旧規程第５条第３項又は第４項の規定を適用するとしたならば支給されることとなる子女教育手当の月額（以下「旧規程による支給額」という。）に達しない場合には、新規程第５条第３項又は第４項の規定にかかわらず、当該旧規程下での年少子女が同日に所属する学年の開始日から起算して１年を経過する日までの間は、旧規程による支給額とする。

３ 平成２０年４月１日からこの規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間のいずれかの日に新たな学校に就学し、又は新たな学年に所属した新規程

第5条第1項に規定する年少子女であつて、当該日において旧規程下での年少子女である者に係る子女教育手当の月額については、前項の規定の適用がある場合を除き、新規程による支給額が旧規程による支給額に達しない場合には、新規程第5条第3項又は第4項の規定にかかわらず、当該日から施行日の前日までの間は、旧規程による支給額とする。

附 則（平成20年9月29日 規程第20－72号）

この規程は、平成20年9月29日から施行し、平成20年8月1日から適用する。

附 則（平成21年1月8日 規程第21－1号）

この規程は、平成21年1月8日から施行し、平成21年1月1日から適用する。

附 則（平成21年4月21日 規程第21－16号）

この規程は、平成21年4月21日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則（平成21年8月5日 規程第21－33号）

この規程は、平成21年8月5日から施行し、平成21年8月1日から適用する。

附 則（平成21年11月12日 規程第21－45号）

この規程は、平成21年11月12日から施行し、平成21年11月1日から適用する。

附 則（平成22年8月10日 規程第22－43号）

この規程は、平成22年8月10日から施行し、平成22年8月1日から適用する。

附 則（平成23年3月31日 規程第23－20号）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年4月28日 規程第23－27号）

この規程は、平成23年4月28日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成23年8月31日 規程第23－43号）

1 この規程は、平成23年8月31日から施行し、平成23年8月1日から適用する。

2 平成23年4月1日から平成23年7月31日までの間のワシントン、ヒューストン、パリにおける別表第1の額は、次のとおりとする。

単位：円

勤 務 地	号 別								
	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号
ワシントン	353,000	338,300	294,200	250,000	220,600	191,200	176,500	161,800	147,100
ヒューストン	353,000	338,300	294,200	250,000	220,600	191,200	176,500	161,800	147,100
パリ	436,500	418,300	363,800	309,200	272,800	236,500	218,200	200,100	181,900

附 則（平成 23 年 12 月 27 日 規程第 23－57 号）

- 1 この規程は、平成 24 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表第 1 については、平成 23 年 11 月 1 日から適用する。

附 則（平成 24 年 5 月 9 日 規程第 24－21 号）

- 1 この規程は、平成 24 年 5 月 9 日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 住居手当の支給に関して別表第 3 の号別の 1 号の適用を受ける在外職員であつて、平成 24 年 3 月 31 日において現に居住する住宅に引き続き居住する者の住居手当の月額に係る限度額については、改正後の別表第 3 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成 24 年 10 月 30 日 規程第 24－46 号）

- 1 この規程は、平成 24 年 11 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表第 1 の規定は、平成 24 年 8 月 1 日から適用する。

附 則（平成 25 年 1 月 9 日 規程第 25－1 号）

この規程は、平成 25 年 1 月 9 日から施行し、平成 24 年 11 月 1 日から適用する。

附 則（平成 25 年 6 月 6 日 規程第 25－40 号）

この規程は、平成 25 年 6 月 6 日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 25 年 7 月 22 日 規程第 25－43 号）

この規程は、平成 25 年 7 月 22 日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 26 年 3 月 26 日 規程第 26－14 号）

この規程は、平成 26 年 3 月 26 日から施行し、平成 25 年 8 月 1 日から適用する。

附 則（平成 26 年 5 月 1 日 規程第 26－28 号）

この規程は、平成 26 年 5 月 1 日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成２６年７月１１日 規程第２６－３１号）

この規程は、平成２６年７月１１日から施行し、平成２６年６月１日から適用する。

附 則（平成２７年５月１３日 規程第２７－３６号）

この規程は、平成２７年５月１３日から施行し、平成２６年８月１日から適用する。

附 則（平成２７年７月 ７日 規程第２７－５０号）

この規程は、平成２７年７月７日から施行し、平成２７年４月１日から適用する。

附 則（平成２８年１月４日 規程第２８－１号）

この規程は、平成２８年１月４日から施行し、平成２７年１１月１日から適用する。

附 則（平成２８年２月９日 規程第２８－５号）

この規程は、平成２８年２月９日から施行し、平成２７年８月１日から適用する。

附 則（平成２８年５月１２日 規程第２８－３５号）

この規程は、平成２８年５月１２日から施行し、平成２８年４月１日から適用する。

附 則（平成２８年８月２９日 規程第２８－５３号）

この規程は、平成２８年９月１日から施行し、平成２８年８月１日から適用する。

附 則（平成２８年１２月８日 規程第２８－８３号）

この規程は、平成２８年１２月８日から施行し、平成２８年１１月１日から適用する。

附 則（平成２９年８月２３日 規程第２９－３７号）

この規程は、平成２９年８月２３日から施行し、平成２９年８月１日から適用する。

附 則（平成３０年４月２７日 規程第３０－３２号）

この規程は、平成３０年４月２７日から施行し、平成３０年４月１日から適用する。

附 則（平成３１年４月２５日 規程第３１－４０号）

この規程は、平成３１年４月２５日から施行し、平成３１年４月１日から適用する。

附 則（令和 元年１１月８日 規程令和第１－２１号）

この規程は、令和元年１１月８日から施行し、令和元年１１月１日から適用する。

附 則（令和２年８月６日 規程令和第２－３７号）

この規程は、令和２年８月６日から施行し、令和２年８月１日から適用する。

附 則（令和３年１月７日 規程令和第３－１号）

この規程は、令和３年１月７日から施行し、令和３年１月１日から適用する。

附 則（令和３年６月２８日 規程令和第３－３５号）

この規程は、令和３年６月２８日から施行する。

附 則（令和４年１月１３日 規程令和第４－１号）

１ この規程は、令和４年１月１３日から施行し、令和４年１月１日から適用する。
ただし、別表第１のうちパリに係る改正規定は、令和３年８月１日から適用する。

２ 令和３年８月１日からこの規程の施行日の前日までの間に在外職員に支給された給与は、改正後の規定の定めによる給与の内払とみなす。

附 則（令和４年４月１５日 規程令和第４－２８号）

この規程は、令和４年４月１５日から施行し、令和４年４月１日から適用する。

附 則（令和４年９月２６日 規程令和第４－６７号）

１ この規程は、令和４年９月２６日から施行し、令和４年８月１日から適用する。

２ 令和４年８月１日からこの規程の施行日の前日までの間に在外職員に支給された給与は、改正後の規定の定めによる給与の内払とみなす。

附 則（令和４年１２月２１日 規程令和第４－８５号）

１ この規程は、令和４年１２月２１日から施行し、令和４年８月１日から適用する。

ただし、別表第１のモスクワについては令和４年１１月１日から適用する。

２ 前項の各適用日からこの規程の施行日の前日までの間に在外職員に支給された給与は、改正後の規定の定めによる給与の内払とみなす。

附 則（令和５年１月１９日 規程令和第５－１号）

１ この規程は、令和５年１月１９日から施行し、令和５年１月１日から適用する。

附 則（令和５年４月２４日 規程令和第５－１７号）

この規程は、令和５年４月２４日から施行し、令和５年４月１日から適用する。

附 則（令和５年８月２２日 規程令和第５－３７号）

この規程は、令和５年８月２２日から施行し、令和５年８月１日から適用する。

附 則（令和５年１１月１３日 規程令和第五－四九号）

この規程は、令和５年１１月１３日から施行し、令和５年１１月１日から適用する。

附 則（令和６年５月７日 規程令和第六－二二号）

１ この規程は、令和６年６月１日から施行し、令和６年４月１日から適用する。

２ 令和６年４月１日からこの規程の施行日の前日までの間に在外職員に支給された給与は、改正後の規定の定めによる給与の内払とみなす。

附 則（令和７年３月２４日 規程令和第七－一三号）

この規程は、令和７年３月２４日から施行し、令和７年４月１日から適用する。

附 則（令和７年４月２８日 規程令和第七－二六号）

１ この規程は、令和７年４月２８日から施行し、令和７年４月１日から適用する。

２ 令和７年４月１日からこの規程の施行日の前日までの間に在外職員に支給された給与は、改正後の規定の定めによる給与の内払とみなす。

附 則（令和８年７月２９日 規程令和第八－三四号）

（施行期日等）

１ この規程は、令和８年７月２９日から施行し、令和８年４月１日から適用する。

２ 令和８年４月１日からこの規程の施行日の前日までの間に在外職員に支給された給与は、改正後の規定の定めによる給与の内払とみなす。

（在外職員住居手当に関する経過措置）

３ この規程の適用日の前日から引き続き改正前の在外職員給与規程（以下「旧規程」という。）第４条中に掲げる配偶者（改正後の在外職員給与規程（以下「新規程」という。）第４条に規定する配偶者に該当する者を除く。）を伴う在外事務所に勤務する在外職員であつて、同日において居住していた住居に引き続き居住するものに支給する在外職員住居手当については、当該配偶者を新規程第４条に規定する配偶者とみなして新規程第７条第２項の規定を適用する。

（同行配偶者手当に関する経過措置）

４ 適用日の前日において旧規程第４条の規定の適用を受けていた在外職員であつて、引き続き新規程第４条の規定の適用を受けるもの（第５条第１項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する新規程第４条の規定の適用については、適用日から令和９年３月３１日までの間は、同条中「１００分の１３」とあるのは、「１００分の１７」とする。

５ 適用日の前日において旧規程第４条の規定の適用を受けていた在外職員のうち、同日から引き続き同条に規定する配偶者を伴うものであつて、新規程第４条の規定の適用を受けないもの（第５条第１項の規定の適用を受けるものを除く。）には、適用日から令和９年３月３１日までの間は、在勤基本手当の１００分の１０に相当する額を旧規程の配偶者手当の例により支給する。

（同行子女手当に関する経過措置）

６ 適用日から令和９年３月３１日までの間における新規程第５条第２項の規定

の適用については、同条同項中「１００分の８」とあるのは、「１００分の６」とする。

別表第 1

在勤基本手当（月額）表

単位：円

在勤地	号 別								
	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号
ワシントン	735, 000	689, 100	612, 600	536, 000	459, 400	398, 200	367, 500	336, 900	306, 300
ヒューストン	709, 400	665, 100	591, 200	517, 300	443, 400	384, 300	354, 700	325, 200	295, 600
パリ	624, 300	585, 300	520, 200	455, 200	390, 200	338, 200	312, 200	286, 200	260, 200
バンコク	562, 900	527, 700	469, 000	410, 400	351, 800	304, 900	281, 400	258, 000	234, 600
モスクワ	628, 400	592, 200	531, 700	471, 200	410, 800	362, 400	338, 200	314, 000	289, 800

別表第 2

在勤基本手当及び在外職員住居手当の号の適用表

号 別		適 用 の 基 準 (一般職本給表適用者)
在勤基本手当	在外職員住居手当	
1	1	本給が7級13号給以上の者
2	2	本給が6級17号給以上の者
3	3	本給が5級17号給以上の者
4	4	本給が5級 5号給以上の者
5	4	本給が4級 9号給以上の者
6	5	本給が3級13号給以上の者
7	5	本給が3級 5号給以上の者
8	5	本給が2級14号給以上の者
9	5	本給が2級10号給以上の者

別表第 3

在外職員住居手当（月額）に係る控除率及び限度額表

在 勤 地	控除率	限 度 額					
		単 位	号 別				
			1 号	2 号	3 号	4 号	5 号
ワシントン	9.4%	アメリカ合衆国・ドル	3, 844	3, 400	2, 957	2, 661	2, 661
ヒューストン	13.3%	アメリカ合衆国・ドル	2, 703	2, 391	2, 079	1, 871	1, 663
パリ	11.0%	ユーロ	2, 929	2, 590	2, 253	2, 027	1, 802
バンコク	12.4%	タイ・バーツ	96, 515	85, 378	74, 242	66, 818	59, 394
モスクワ	6.6%	アメリカ合衆国・ドル	5, 446	4, 817	4, 189	3, 770	3, 351